「緑の回廊における再生エネルギー施設の設置等に係る 基準の明確化」における評価項目の標準例について

1 標準項目の標準例について

今般、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、内閣府において再生可能エネルギーの主力電源化等に向けた規制の見直し等を行う「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」(以下「タスクフォース」といいます。)が設置され、検討が進められています。

林野庁では、令和3年3月23日に開催された第6回タスクフォースにおいて、電気 事業者からの要望を受け「緑の回廊における再生可能エネルギー施設の開発に関する 基準や手続きを明確化」するとしました。

これまで、緑の回廊の区域内に再エネ発電施設がかかる場合については、その設定の趣旨を踏まえ、個別案件ごとに、保護林管理委員会委員の皆様から適時適切なご助言をいただき運用してきたところですが、林野庁としても政府が進める方向性に従い、当該基準の明確化検討に向け、「緑の回廊における再エネ施設の設置等に係る基準の明確化の方針(暫定案)」及び「緑の回廊における再生可能エネルギー施設の設置等に係る基準の明確化」による「評価項目の標準例(案)」を作成し、保護林管理委員の皆様方にご助言をお願いしてきました。

また、令和3年6月30日に「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続きマニュアル(第1案)」を公表し、「緑の回廊」の区域内にやむを得ず発電施設の設置等を検討せざるを得ない場合については、国有林野貸付け等手続きの中でその妥当性を確認する旨の考え方を示しました。

具体的には、事業者がやむを得ず緑の回廊の区域に係る開発事業を行おうとする場合、個々の緑の回廊ごとに、その設定目的に応じた適切な評価項目(指標)が設定されることを前提に、森林管理局は、国有林野貸付け等手続の中において、環境影響評価の結果(準備書等)における当該評価項目への配慮の内容を確認することとし、その指標については、あらかじめ保護林管理委員会での議論を経て、個々の緑の回廊ごとの設定方針で公表しておくこと等により、環境影響評価の計画段階(方法書等)に反映されるよう措置することを明記したところです。

林野庁では、その後、9月30日付けで正式に別添(一部抜粋)の「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続きマニュアル」を公表し、マニュアルの中で「緑の回廊の区域で発電施設等の設置が掛かる場合の基準」を示すとともに、ご助言を踏まえ

て作成した「評価項目 (標準例)」を添付する等により、緑の回廊にかかる基準や手続きを示したところです。

- 2 評価項目の標準例を踏まえた緑の回廊設定方針の改正検討について
- (1) 風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続きマニュアル(一部抜粋)
- (2) 緑の回廊区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続きについて
- (3)緑の回廊設定要領の運用について
- (4)「緑の回廊における再生エネルギー施設の設置等に係る基準の明確化」における「評価項目の標準例(案)」に関するご助言のお願いでの質問及び解答

風力発電・地熱発電に係る国有林野の 貸付け等手続マニュアル

令和3年9月

林 野 庁

· 第 1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(補充解説 1) 「貸付け」と「使用」の違いについて	1
第2	그는 프로젝트 그 그는 그는 이 그는 그를 가는 하는 하면 하는 사람들이 되었다. 그는 그를 바다 하는 살림이 되었다.	2
1	貸付け等の手続の概要	2
	(補充解説2)貸付け等の用途	2
	図1 風力発電・地熱発電の貸付け等手続の流れ(環境影響評価手続を実	- 1
	た場合)	3
2	事前相談	
	(1) 目的	
	(2)相談内容	
	(3)相談窓口	
	(4)相談方法	
	(5) その他留意事項	NAV
	別表1 森林管理局の連絡先一覧 別表1 森林管理局の連絡先一覧	
	別紙1 事前相談整理表(様式)	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	別紙2 再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に係る証明依頼(様	
3	- 불병하는 문명 사업 선택 전략	9
	(1)目的及び手続の概要	9
	(2) 並行確認手続の実施時期	
	(3)提出書類	9
	(補充解説4) 保安林ポータル	10
	別紙3 並行確認手続依頼書(様式)	
	别表 2 並行確認手続依頼書添付書類一覧	
	別表3 保安林解除手続の書類との対応一覧表(例)	
	別表4 準備書等における記載一覧表(例)	
	(4)書類の形式の確認	
	(5) 書類の内容の確認、国有林野管理審議会への諮問	
	(6)並行確認手続結果の通知	
	(7) 並行確認手続結果通知受領後の取扱い	
	別表5 並行確認手続確認項目一覧表	
	別紙4 並行確認手続結果通知書(様式)(確認項目一覧に定める条件を	
	すことが概ね確認された場合)	

	別紙5	並行確認手続結果通知書(様	式)(当該事業内容では契約手続を行う	
	こと	が困難と判断される場合)		9
	別紙6	参考書式(記載例入り)		0
4	契約	手続	21	1
	(1)	契約手続の時期		1
	(2)	提出書類		1
	(3)	提出書類の確認手続		1
	別紙フ	国有林野貸付申請書		2
	別表6		23	
第3	添付	書類		4
1	添付	書類の作成要領		4
	別表7	添付書類一覧表		4
	(1)	事業計画概要書		5
	図2	事業計画概要書(イメージ)		6
	(2)	事業計画書		7
	(3)	理由書	28	8
	(4)			
	図3	工程表(イメージ)		0
	(5)	位置図	31	1
	(補充	:解説5) 国有林野の図面情報等	31	1
	図 4		32	
	(6)	区域図	33	3
	図 5	区域図(イメージ)		4
	(7)	利用計画図	38	5
	(補充	解説6)風車の旋回範囲		5
	図 6	利用計画図(イメージ)	36	6
	(8)	実測図(面積計算図)		7
	(9)	面積計算簿、測量野帳	3	7
	図 7	実測図(イメージ)	38	8
	図8	面積計算図(イメージ)		9
	(10)	現況写真、写真撮影方向図		0
	図 9	現況写真(イメージ)		0
	図 10	写真撮影方向図(イメージ)		1
	(11)	法面の断面図等		2
	(12)	防災施設設計図等	4:4	3

	(13)	施設概要图	ጃ			rigator.		44.4	. 43
	図 11	施設概要	図(イメー	·ジ)		· · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 44
	(14)	残置森林等	等関係書類					<u> </u>	. 45
٠.	(15)	原状回復詞	十画書			1. 			. 45
	(16)	資金計画語	書等						. 45
	(17)	環境の保全	全措置等に	関する書類	須	anders de la companya de la company La companya de la co			. 46
	(18)	関係行政権	機関の許認	可書の写し	٠				. 46
	(19)	利害関係和	きの同意書	等					. 47
	(補充	解説7)国	国民参加の	森林づくし	丿等				. 48
	(20)	地元市町村	すの長の同	意を証する	る書類		rajija. Tapatata		. 49
1.47	(21)	誓約書及7	ゾ役員名簿						. 49
	(22)	契約内容(の公表につ	いての同意	意書				. 49
	別紙8	誓約書.			•••••				. 50
	別紙 9	役員名簿	笋(「別紙	8 誓約	書」の別組	t)			. 51
	別紙1	0 同意書		• • • • • • • •					. 52
		本人確認書							
2		の形質変更							
		一時的な							
第 4	貸付	けい等に係る	5基準						. 56
	別表 9	貸付け等	等に係る基	準と確認に	こ用いる携	星出書類の	対比表		. 61
第5	緑の	回廊の区域	ずに発電施	設等の設置	置が掛かる	る場合の基	準		. 62
1	趣旨								. 62
	(補充	解説8)	「緑の回	廊」とは.					. 62
2	基準		· · ·						
	(1)	基本的な教	きえ方					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 62
	(2)	確認の方法	去			· · · · · · · · · · · · · · · ·			. 63
	別表 1	0 確認ポ・	イント(標	準例)					. 64
3	調査	等の実施ス	5法						. 64
		計画段階.							
		調査段階.							
	(3)	準備書等0	D作成段階	• • • • • • • •					65
		至解説9)							
		至解説 10)	*						
	図 12	評価項目	こついて(考え方の	整理)				. 67
第6	契約	締結時、	2約期間中	又は契約約	終了時にま	さける留意	事項		. 68

1	契約締結時における留意事項	68
	(1)貸付期間について	68
	(2)貸付料について	68
	(3) 貸付料の納付について	68
2	契約期間中における留意事項	68
	(1) 転貸等の禁止について	68
	(2)貸付地等の災害防止について	68
3	契約終了時における留意事項(原状回復について)	69
	別紙 国有林野有償貸付契約書	70
別添	評価項目 (標準例) · · · · · · · · · · · · · · 卷	末

第1 はじめに

国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有するなど、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしています。このため、国有林野は森林経営の用に供する国有財産として、公益的機能の維持増進を第一に、林産物の供給や国有林野の活用による地域の産業振興・住民福祉の向上への寄与を目標に管理経営しています。

国有林野の活用については、これまでも農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するため、地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け又は使用(以下「貸付け等」といいます。)を行ってきたところです。このような中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、森林内における風力や地熱といった再生可能エネルギーの導入促進への期待が高まっており、特に国有林野には尾根部の風衝地や火山地域など風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くあることから、森林の公益的機能の発揮など国有林野の適切な管理経営と調和する再生可能エネルギーの適正な利用を図ることとしています。

本マニュアルは、風力発電又は地熱発電に必要な施設(発電施設のほか、当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設が含まれます。 以下「発電施設等」といいます。)の国有林野への設置に当たり、手続の迅速化、 事業の予見性を高めること等を目的として、国有林野の貸付け等に係る必要な手続き、申請に当たり必要な書類の内容、貸付け等に係る基準等について示すものです。

(補充解説1)「貸付け」と「使用」の違いについて

森林経営の用に供し又は供するものと決定した国有林野は、国有林野の管理経営に関する 法律(昭和26年法律第246号)第7条において、その用途又は目的を妨げない限度において、 契約により、貸し付け、又は使用させることができるとされています。

「使用」と「貸付け」は以下のように運用しています。

使 用:立木度(現在の林分材積の当該林分の林齢に対応する期待材積に対する比率をもって表したものをいう。)が3を超え、林木の育成の目的と併せて他の用途の目的に供する場合(例:残置森林や空中使用の場合など)。

貸付け:使用以外であって、他の目的による利用をしている間、その国有林野において林 木の育成ができない場合。

第2 貸付け等の手続の流れ

1 貸付け等の手続の概要

国有林野の貸付け等の契約締結に係る手続(以下「契約手続」といいます。)は、一般的に、他の行政庁による許認可等が全て整った後に行います。本マニュアルの対象事業については、事業の予見性の向上や契約手続を迅速に進める観点から、事業者からの依頼に基づき、他の行政庁が許認可等の手続を行っている期間に並行して、国有林野の貸付け等の条件を満たすかどうか確認すること(以下「並行確認手続」といいます。)を行います。また、貸付け等手続に関する事前相談は、契約手続に先立ち、いつでもすることができます。

事業実施区域(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条第1項第3号に規定する「対象事業実施区域」及びこれに準ずるものを含みます。以下同じ。)が緑の回廊の区域に掛かる場合は、野生生物の移動経路の確保への支障等について確認する必要があります。詳しい手順については、本マニュアル「第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準」を参照してください。

森林法(昭和26年法律249号)に基づく保安林の指定の解除手続(以下「保安林解除手続」といいます。)等他法令に基づく許認可手続及び、環境影響評価法に規定する手続(以下「環境影響評価手続」といいます。)と、風力発電又は地熱発電に係る新たな国有林野の貸付け等に係る手続の関係を時系列で整理すると、その概略は「図1 風力発電・地熱発電の貸付け等手続の流れ(環境影響評価手続を実施した場合)」のとおりです。

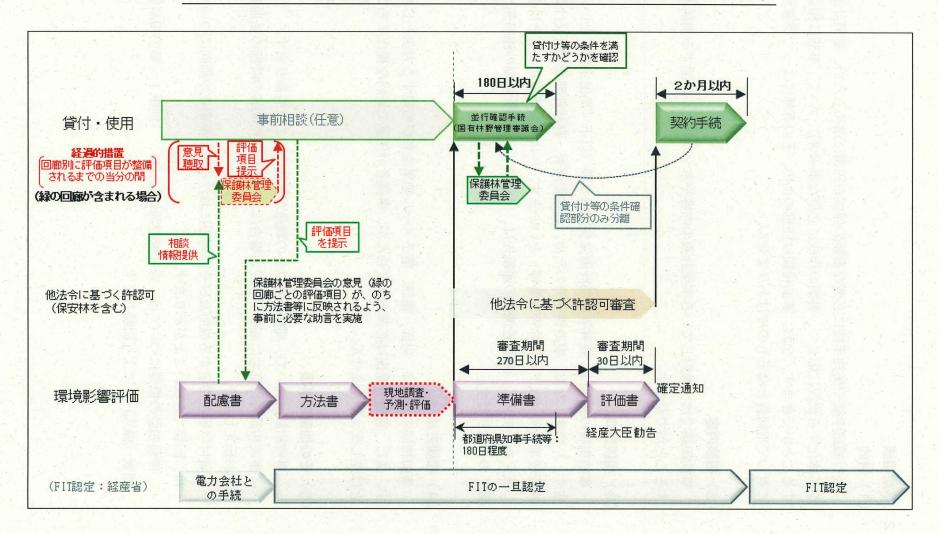
(補充解説2)貸付け等の用途

貸付け等の契約では、国有林野の利用計画を明確にするため、並行確認手続や契約手続の 書類において用途別の名称及び面積を明確にしておく必要があります。

用途については、主要施設(風車、生産井、還元井、発電所建屋等)と各附帯施設(送電線、管理用道路、一時作業ヤード、残置森林等)ごとに区分してください。

また、各施設において、「貸付け」ではなく「使用」となる区域は、さらに区分するようお 願いします((例) 風車の羽下のみ、埋設送電線ケーブルのみ等)。

図1 風力発電・地熱発電の貸付け等手続の流れ(環境影響評価手続を実施した場合)



第4 貸付け等に係る基準

貸付け等に係る基準の具体的な内容は以下のとおりです。この貸付け等に係る基準と提出書類について、「別表 9 貸付け等に係る基準と確認に用いる提出書類の対比表」でまとめています。

なお、開発を伴う貸付け等の申請の確認は、民有林における林地開発の許可に準 じて取り扱うこととしています。詳細については、開発行為の許可制に関する事務 の取扱いについて(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官通知)、 開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日付け14林整治第25号林 野庁長官通知)も参照してください。

- (1) 申請者が、従来の経歴等からみて十分信用を有する者であること 申請者に発電施設等の設置・運用・撤去を行うために必要な信用及び資力が あることについて、事業計画書、資金計画書、本人確認書類等により確認します。
- (2) 申請者が自ら誠実に事業の実施を行うことが確実であること 貸付け等の契約を締結した後、申請者が利用計画に沿って、遅滞なく権利移 転を前提とすることなく実施することについて、事業計画概要書、事業計画書、 工程表、原状回復計画書等により確認します。
- (3) 利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること 利用計画の内容が具体的であることについて、事業計画書、資金計画書等により確認します。
- (4) 申請に係る面積が、用途に応じ、必要最小限であること

貸付け等に係る土地の面積が、事業の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること)が明らかであることについて、事業計画書、区域図、実測図、面積計算簿、測量野帳等により確認します。

(5) 他に代替地がないこと

貸付け等に係る事業区域や発電施設等の設置に係る事業計画が、国有林野の公益的機能の発揮等の観点から適切かを下記①の「対象地の条件」により、国有財産の貸付け等の妥当性の観点から下記②の「発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の民有地にないこと又は当該民有地がある場合はその利用が

できる見込みがないこと」により、いずれの条件も満たしていることについて確認します。

① 対象地の条件

次のいずれも満たしていることについて確認します。

ア 国有林野の管理経営上支障がないこと

国有林野の管理経営は、国有林野に国民が求める役割を果たせるよう国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第3条に定める事項を目標として、個々の森林に機能類型を設けて行っています。このため、次のいずれも満たしていることについて、事業計画書、位置図、区域図、利害関係者の同意書等で確認します。

(i) 次の事業対象地等に該当する場合には、それぞれに規定する基準を満たすこと

(7) 立木販売箇所

申請地が既に立木販売を行っている箇所に該当していないこと、加えて、 申請内容が周囲の立木販売箇所の伐採及び搬出並びに伐採後の造林に支障 がないこと(ただし、当該立木販売箇所の販売先の同意が得られているこ とが確認できる場合を除きます。)。

(イ) 分収林契約地など第三者の権利が設定されている又は設定される見込み のある箇所

申請地に分収林契約地、既貸付地(使用許可をしている土地を含みます。 以下同じ。)、樹木採取区等(以下「分収林契約地等」といいます。)第 三者の権利が設定されていないこと、加えて、申請内容が周囲の分収林契 約地等の伐採及び搬出並びに伐採後の造林に支障がないこと(ただし、当 該分収林契約地等の契約相手方の同意が得られていることが確認できる場 合を除きます。)。

(ウ) 保護林

保護林が申請地に含まれていないこと。

(エ) 緑の回廊

緑の回廊ごとに設定された評価項目(詳細は後述)に即した配慮がなされること(参照「第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準」)

申請地が試験地等に該当していないこと。なお、試験地等とは、新たに 開発された技術等の普及等を行うための施業指標林、国民への広報等を行 うための展示林、新たな技術を実証するための試験地をいいます。

第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準

1 趣旨

国有林野は、奥地脊梁山地に広く分布しており、景観に優れ貴重な野生生物が生息・生育するなど、豊富な森林生態系を維持している森林が多く、保護林の設定等により、優れた自然環境を有する国有林野の保護・保全を行っています。

特に、生物多様性の保全の重要性が高まる中で、国有林野において、野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促す必要がある区域については、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等の関係者との合意形成を経て、「緑の回廊」を設定し、より広範で効果的な森林生態系の保護に取り組んでいるところです。

このような背景を踏まえ、発電施設等の設置が、緑の回廊の区域に掛かる場合には、貸付け等手続の中において、緑の回廊の機能の維持保全等に支障がないかという観点からも併せて確認を行うこととしています。

(補充解説8) 「緑の回廊」とは

緑の回廊は、「国有林野における緑の回廊の設定について」(平成12年3月22日付け1 2林野経第10号林野庁長官通知。以下「設定通知」といいます。)において「国有林野において、野生生物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すため」に設定するものと定義しています。

これは、保護林を回廊でつなぎ野生生物種の生息・生育地そのものの連続性(例えば大型動物の通行など短期間で行われるもの)を確保する意味だけではなく、気候変動適応策 など国の施策として確保するもの(例えば気候の変化による小動物や植物の分布変化など 長期間を必要とするものの移動経路(避難経路を含みます。))の意味も含むものです。

2 基準

(1)基本的な考え方

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準とは、国有林野の貸付け等に係る基準のうち、第4の(5)の①のアに定める「国有林野の管理経営上支障がないこと」について、同(i)(エ)の「緑の回廊ごとに設定された評価項目に即した配慮がなされること」を確認するものをいいます。

具体的には、事業実施区域の一部が緑の回廊の区域に掛かる場合に、「緑の 回廊設定方針」(設定通知(別紙)第3の1の(1)に規定する「設定方針」をい います。)に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮(以下「環境配 慮」といいます。)がなされていることについて、次の点から確認します(参照「図12 評価項目について(考え方の整理)」)。

- ① 「緑の回廊設定方針」に記載する野生生物種の生息・生育に係る環境配慮が、環境影響評価手続等における評価項目(方法書等(環境影響評価法第5条第1項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。以下同じ。)に記載する同項第7号の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」等のことをいう。)に反映されていること
- ② ①の評価項目を含む方法書等に基づき環境影響評価等を実施し、その結果をまとめた準備書等に必要な環境配慮事項が記載されていること

(2) 確認の方法

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合、必要な環境配慮の妥当性 は、「別表10 確認ポイント(標準例)」に基づき確認します。

このため、次項に掲げる環境影響評価手続等の各段階において、当該確認ポイントに対応する評価項目を設定し、これに基づく環境調査の実施等が必要となります。

この緑の回廊ごとの具体的な評価項目は、森林管理局が、活用要望を受ける 蓋然性が高い場所から順次、個々の緑の回廊の設定目的に応じ、あらかじめ保 護林管理委員会での議論を経て、個々の「緑の回廊設定方針」の中で公表しま す(「評価項目」の標準例(全国で統一的に想定できるもの)としての例示は 「別添 評価項目(標準例)」を参照してください。)。

このため、事業者は、事業実施区域の一部が緑の回廊の区域に掛かる事業を 計画する場合、同回廊の設定方針の中で公表されている「評価項目」を参照し、 計画する事業の規模、内容等を踏まえて必要な環境調査を実施してください。

なお、森林管理局が緑の回廊ごとに定める「評価項目」を公表するまでの当 面の取扱いについては、「補充解説10」の1を参照してください。

別表10 確認ポイント (標準例)

	確認ポイント(類型化)	確認ポイント(具体的確認内容)					
	MENG (1 / 1 (MET())	主な対象の種	確認內容				
1	猛禽類等の生息環境の悪化を防ぐこと	第5個第6月以後數					
D	営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避	猛角頻	・ 重要な高利用域である、営巣場所、主要な狩場などの生息環境について、喪失や減少を回避 する措置がとられていること				
		洞窟性コウモリ	・ ねぐら洞、軽殖洞、越冬洞などが保護されていること				
2	ねぐら等の保護	森林性コウモリ	ねぐら、越冬、繁殖に使われる樹洞を持つ古木、老木などが保護されていること				
		渡り鳥	・ 集団ねぐらや峠越えのルート、半島部など集中的に利用される場所が保護されていること				
3	パードストライク回避	猛禽類、渡り島	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること (風車の設置予定地が 高利用域 (営巣場所、主要な狩場など) から、必要な距離が確保されていること)				
Ð	バットストライク回遊	コウモリ	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること (風軍の設置予定地が、ねぐら、採餌場所、移動経路から、必要な距離が確保されていること)				
2	マイクロハビタット等の生思環境を破壊しないこと						
D	草地等の喪失・悪化防止	小型階乳類、昆虫 類	・ 重要な生息地である草地や森林等の喪失・悪化の防止が図られていること				
2)	水辺環境の喪失・悪化防止	爬虫類、両生類、 水生生物等	 重要な生息地や緊急地である池・渓流・水たまり等の要夫・悪化の防止が図られていること 				
3	移動個体の練死の回避	動物	・ 管理用連路の設置及び工事用車両等の通行による機死の発生を防止する措置がとられている こと				
3	希少な植物群落の喪失や悪化を防ぐこと						
~		植物	・ 陸上の希少な植物群落や植物種の損失・悪化の防止が図られていること				
Ð	植物群落の喪失・悪化防止	植物	外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること				
2	7000年 - 東ル門 -	植物	・ 渓畔林寿の渓流植生の喪夫・悪化の防止が図られていること				
٤		植物	外未確の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること				
3	風衝地の保護	植物	・ 風衝地における極生の喪失・悪化の防止が図られていること				
a	排ガス・排水の悪影響防止	植物	・ 地熱発電所の稼働後の排ガスや排水が周辺環境に悪影響を及ぼさないための措置がとられていること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
5)	送電線との十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令(「電気設備の技術基準」等)に定める、植物と送電線との通切な離隔距離を確保すること				
0	風車のブレードとの十分な離蕩距離の確保	植物	・ 関係法令に定める、植物と風車のブレードとの適切な離隔距離を確保すること				
4	- - 緑の回豚の連続性を維持すること						
D	緑の回廊の幅の維持	生態系全体	・ 緑の回廊の設定目的 (野生生物の移動経路の確保、生息・生育地の拡大と相互交流の促進、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全等) が遷成される回廊幅が維持されていること				
2	移動経路の分断の防止	生態系全体	 精造物(頻整、削清等)による野生生物の移動の珠外を防ぐための措置がとられていること 				

※国有林野貸付け手続において、森林管理局が評価項目への対応結果を確認する際、準備書等の情報のみでは上記の確認ポイントの履行内容を判断し がたい場合は、工事の実施中及び供用開始後事業者が行う事後調査の結果の報告を元に、確認するものとする。

※ 上表は全国で統一的に想定できる緑の回廊における環境配慮事項としての(標準例)を示したものです。

それぞれの緑の回廊で配慮すべき「確認ポイント」は、森林管理局が回廊ごとに設定する「評価項目」の内容のほか、事業の規模や内容等に応じて変わります。

3 調査等の実施方法

事業者が、緑の回廊における手続を進めるに当たり、環境影響評価手続等の各段階において実施すべき事項は、次のとおりです。

(1)計画段階

事業者は、対象とする「緑の回廊設定方針」に記載されている評価項目に基づく事項を「方法書等」に反映させることが必要です。

手続において参考となる情報(例えば、具体的な評価項目の選択の仕方や確認ポイントで求めるべき環境配慮の内容、など)については、事前相談において希望に応じて提供します。

(2)調査段階

事業者は、方法書等に反映した評価項目への環境配慮事項として、必要な 期間において環境調査等を実施することが必要です。

なお、NEDO ((国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構)は、環境影響評価手続期間の短縮に必要となる「前倒環境調査」(「補充解説9」を参照)を行う際の課題への対処方法について公表しています。

事業実施区域の中に緑の回廊を含めた場合の環境調査についても出来る限り 早期の段階から着手し、環境調査で得られた内容等を適切に配慮書や方法書等 に反映させることで、手続期間の短縮化が図られます。

(3) 準備書等の作成段階

事業者は、必要な環境影響評価等を行った後、その結果等を準備書等でとりまとめます。このとき、事業実施区域に緑の回廊の区域が含まれている旨を特筆し、当該回廊の評価項目に対する環境配慮としてとるべき措置を明らかにした書類を作成することが必要です。

この場合、設置する発電施設等の規模や内容に応じて、(参考)に記す書類の内容として、その施設の設置等が緑の回廊に与える影響を勘案して行った環境調査等の結果、「当該回廊の評価項目に対する環境配慮としてとるべき必要な措置」がわかるように明記し、提出してください。

(参考) 緑の回廊の手続において必要な書類

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について(令和3年3月31日付け2林国経第183号林野庁経営企画課長通知)の別表に掲げる資料

- ・ 環境影響評価法第12条に規定する環境影響評価の対象となる場合 別表 1
- ・ 環境影響評価法第12条に規定する環境影響評価の対象にならない場合 別表2、別表3又は別表4
- ・ 一時的な施設(例えば風況観測施設等)である場合 別表3又は別表4
- ・ 既存施設等の保守・改良工事等(例えば既設の送電施設の建替えや電線張替等)を 行う場合

別表3又は別表4

(補充解説9) 前倒環境調査について

(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構が、前倒環境調査を適用した適切かつ迅 速な環境影響評価の実施を行うための「環境アセスメント迅速化手法のガイド」を作成しています。

● 環境アセスメント迅速化手法のガイド―前倒環境調査の方法論を中心に― https://www.nedo.go.jp/library/environmental_overview_guidebook.html

(補充解説10) 経過的な措置等

- 1 緑の回廊ごとに定める「評価項目」を公表するまでの当面の取扱い 森林管理局が、保護林管理委員会の検討を踏まえ評価項目を設定し、順次公表していく までの間、「緑の回廊設定方針」に該当する評価項目が未公表であり、事業者から問合せ を受けた場合には、個別具体的に管轄する森林管理局の保護林管理委員会の意見を聴き評 価項目を定め、その内容について示すこととします。
- 2 評価項目の公表時点で既に環境影響評価等が実施されている事業の取扱い 緑の回廊設定方針に評価項目が設定・公表される時点で、既に事業計画が進行しており、 環境調査を実施中又は実施後の段階にある場合には、これまでの当該事業計画に関する保 護林管理委員会での審議内容及び当該緑の回廊で新たに設定した評価項目の内容を踏ま え、事業実施段階において事業者に必要な環境保全措置等を求めるなど、従前どおり、個 別に整合を図りながら柔軟に進めるものとします。
- 3 環境影響評価法施行令の改正に向けた情報
- ※環境省では「環境影響評価法施行令」の改正を検討中です。(http://www.env.go.jp/press/109701.html)次の内容は、パブリックコメント(令和3年8月13日(金)から9月12日(日)まで)からの引用です。同政令の改正内容や今後の改正日程等が決定されたものではありません。

(以下、同パブリックコメント資料より抜粋)

環境影響評価法の対象となる風力発電所に係る規模要件(具体的な内容を環境影響評価 法施行令(平成9年政令346号)に規定。)について、次のとおり改正する

第一種事業:現行1万kW以上

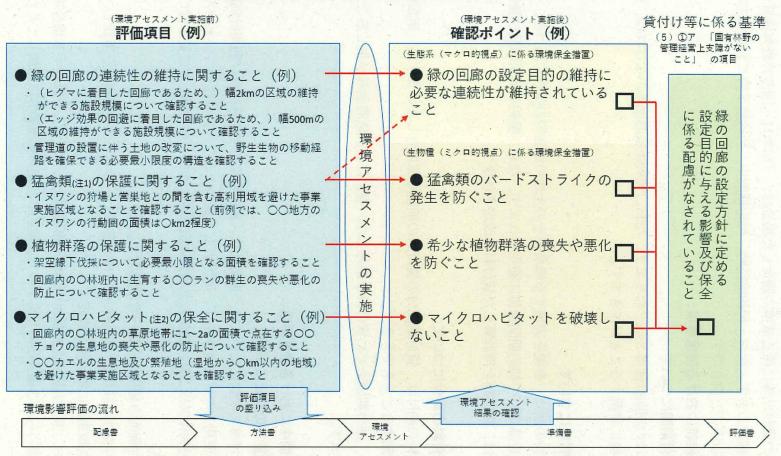
⇒【5万kW以上】に改正

第二種事業:現行 7,500kW以上1万kW未満

⇒【3万7,500kW以上5万kW未満】に改正

なお、円滑な制度移行のため、所要の経過措置が設けられます。

図12 評価項目について (考え方の整理)



(注1) 猛禽類について:緑の回廊の設定にあたり、着目する種の一つとして「アンブレラ種」(各地域において食物連鎖の頂点に立つ一群の動物種のこと)を挙げている。猛禽類はアンブレラ種の代表的な例。

(注2)マイクロハビタット:小さな生物個体又は個体群が利用する特殊な微小生息場所のことであり、その多様性がその地域を特徴づける自然の単位となるもの

(風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル)

目する生	物グループ(生態	当該生物種の生息地等に共	通する特徴	TOD 1本ログ	郷頭体エ結グにおいてかるサー・キェリ	
面からの	タイプ分類)	(調査・確認する背景	景)		響評価手続等において確認すべきこと	
中分 類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
猛禽	類・哺乳類等の	の保護に関すること	THE RESERVE			
猛禽类	頁(留鳥型)の保護				医静脉管面直线风险	
	イヌワシ	・ イヌワシは、崖地のある山としていることが多く、山間部影響を受ける。 ・ 事業の影響を低減するため 心域」「高利用域」「採食地」 うした場所を中心に保全措置を がある。	③ 自然環境 には「営巣中 を特定し、こ ⑤ 繁殖状況	少なくとも繁殖が成功した1 シーズンを含む2営巣期	・イヌワシ	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため 風車の設置予定地を営巣地からおおむね15km 上離すこと。 ・ イヌワシの幼鳥の狩りの練習エリアは特は 要であるため、確実に位置を特定し、事業実が 域から確実に避けること。 ・ 夏季(展薬期)の狩場と冬季(落葉期)が ることに留意し、両方を特定して事業実施区域 ら確実に避けること。
	クマタカ	・ クマタカは、山地の高木林 の巣は急斜面の樹木に作られる ・ 事業の影響を低減するため 心域」「高利用域」「採食地」 うした場所を中心に保全措置を がある。	ことが多い。 ②自然環境 には「営巣中 を特定し、こ ④ 繁殖状況	少なくとも繁殖が成功した1 シーズンを含む2営巣期	・クマタカ	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため 風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離とること。 ・ 「止まり場所」と「森への出入りの位置」 らの季節別利用場所(位置、環境)の解析を行うとにより、行動圏を確実に特定すること。 【例示として九州地方の場合】 ・ (個体数が多いものの、繁殖成績は全体的にいことから、) 繁殖成績の良いつがい(概ねパーセント以上の繁殖成功率のつがい)の生息谷の地域一帯を特に重要な保護対象とし、当記域を開発範囲から確実に外すこと。
	オオタカ	・ オオタカは、平地から丘陵 殖地としていることが多い。事 避・低減するためには、「営巣 要な採食地を含む「高利用域」 うした場所を中心に保全措置を がある。	業の影響を回 ② 繁殖状況 中心域」や重 ③ 行動圏の内部構造 を特定し、こ ④ 自然環境	少なくとも繁殖が成功した1 シーズンを含む2営巣期	・オオタカ	(例) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため 風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離 とること。

	生物グループ(生態 のタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)	環境影響評価手続等において確認すべきこと					
大分 中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】		
	オジロワシ オオワシ	・ オジロワシは日本国内(北海道等)で繁殖する個体と、ロシアで越夏し冬期に北海道等で越冬する個体がいる。海岸や湖沼周辺、河川流域の大木に営巣している。 ・ オオワシは冬期に、北海道、北方四島、本州北部・中部等で越冬する。越冬地では海岸や湖沼近くの針広混交林をねぐらにしている。	② 繁殖状況 ③ 行動圏の内部構造 ④ 自然環境 ⑤ 社会環境	少なくとも繁殖が成功した1 シーズンを含む2営巣期		(例) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離を とること。		
		・ こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。				principal relative and the second sec		
						CHARACTER BECAME		
		 Manufacture against a mile y 8 tipe Manufacture against a property of Tales of the Tales of the						
			Cont.					
		Execution of a series (disch						
		the part and	William y and					

る生物グループ(生態 からのタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)	環境影響評価手続等において確認すべきこと					
分 小分類	(NOE MESO, YOU HOW)	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】		
孟禽類(渡りをするもの)	の保護						
猛禽類(渡りをするもの)	・ 施設設置によるルートの阻害や迂回する ことによるエネルギー・ロスの問題および死 亡率の増加が考えられるため、適切な保全措 置を検討する必要がある。	・ 種ごとの渡りルートの情報 ・ 種ごとの渡りの中継地における、餌場と休息地等の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	(例) ・ 地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 ・ オオワシ、オジロワシ、トビ等 【例示として四国地方の場合】 ・ ハチクマ、サシバ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその 地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 【例示として北海道地方の場合】 ・ 渡りをするオオワシとオジロワシが存在することに十分留意し、観察された個体が留鳥と渡り鳥のどちらに分類されるかを確実に把握すること。		
その他希少な渡り鳥の仏	保護						
水鳥類	・ 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その餌場、休息地等について、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 餌場と休息地の移動機能を維持するため、衝突リスクを解析、予測・評価し、必要に応じて影響を回避・低減する保全措置が取られていることが確認できる情報	渡来する冬季を最低2シーズン (対象種による)	・ その地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 ・ マガン、ヒシクイ等	(例) (順不同) ・衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離 をとること。 ・渡りルート上の集団ねぐらや峠越え場所、半 島部など、山の尾根部を低高度で集中的に通過す る場所の有無を確実に特定し、事業実施区域から 遊けること。		
			2				
その他	・ 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その渡りルート等について適切な保全措置を検討する必要がある。		渡りの中心となる春季・秋季 の年2回を最低2シーズン (地域による)	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 ・ ヤイロチョウ、ミゾゴイ、コルリ、コマドリ、コノハズク等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 風車の設置予定地と高利用域との間に十分な距離をとること。 ・ 渡りルート上の集団ねぐらや峠越え場所、当島部など、山の尾根部を低高度で集中的に通過する場所の有無を確実に特定し、事業実施区域から避けること。 ・ 希少猛禽類の定点観察を実施する際に、小鳥類の観察も並行して確実に実施すること。		

	る生物グループ(生態 らのタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)	環境影響評価手続等において確認すべきこと				
大分 中質 類	2 72 790		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】	
希	少な哺乳類の保護				Sanis reservations of		
	哺乳類(コウモリ以外)	・地域により「絶滅のおそれのある地域個体群」とされている種もあり、適切な保全措置を検討する必要がある。		春季、夏季、秋季及び冬季の 年4回を最低2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 ・ ツキノワグマ、ヒメヒミズ、トガリネズミ等 【例示として近畿中国地方の場合】 ・ ニホンカモシカ、ニホンリス、樹上性哺乳類(ムササビ、モモンガ、ヤマネ等)等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種	Make 12 - Graidy - modern	
	洞窟性コウモリ		て、ねぐら、繁殖場所、採餌場所、 移動経路の情報	コウモリ類の活動期である春季~秋季を含む期間で継続的 に調査		・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 ねぐら、採餌場所、移動経路から、風車の設置	

500 Sept. 1	E物グループ(生態 のタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影響評価手続等において確認すべきこと					
大分 中分類 類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】			
	森林性コウモリ	・ 枯死木や生立木の樹皮下や幹の割れ目、 樹洞などをねぐらとして利用する。 ・ 飛翔場所 (林冠上空、林冠付近、林内 等) が種により異なり、適切な保全措置を検 討する必要がある。	・確認されたコウモリ類に関して、ねぐら、繁殖場所、採餌場所、 移動経路の情報 ・移動経路上やねぐら・繁殖場所付近で計画せざるを得ない場合、バットストライク発生リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置が確認できる情報	コウモリ類の活動期である春季~秋季を含む期間で継続的 に調査	(例) ・・その地域において希少とされている種 【例示として中部地方の場合】 ・・ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クビワコウモリ、モリアプラコウモリ、チチブコウモリ等 ・・その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 ねぐら、採餌場所、移動経路から、風車の設置・ 定地をはおおむね50m以上離すこと。			
						MARTILLET STEEL			
					r a Sagar (no agus dhe an Sagar (no agus an ag An agus an agus	The profession of the second control of the			
			A TOTAL BANK TOTAL	ENSTRUMENT SERVICE					
		country was a first							
			984-626	0.500	17+(6)((((()))) 9(2)				
		SE SHOW BUREAU			With the service of t				

	ループ(生態 イプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影	響評価手続等において確認すべきこと	
分	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
マイクロ	コハビタット	- の保全に関すること				
少な爬虫	は類・両生類の	保護				
サン		・ 幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体 (繁殖期以外)は林床に生息している。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場 合があり、適切な保全措置を検討する必要が ある。	関して繁殖池となる池沼や水溜り、 渓流河川等に関する情報。生息地と	繁殖期を含む春季、夏季、秋 季、冬季の2シーズン	 その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 イシヅチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、シコクハコネサンショウウオ等 	物が移動できるよう配慮すること。 標高等により産卵時期が異なる場合や 期が短い場合があることに十分留意し、調 を確実に把握すること。 【例示として四国地方の場合】
7 =		・ 池、湿地等の止水域に多いが、林道の側 清や、大きな河川脇の水溜りなどでも見かけることがある。 ・ 基本的に、流れのある河川には生息しない。繁殖期は春から初夏にかけて、卵を中の 水草や枯葉に産卵する。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要が ある。	NAME AND ADDRESS OF THE PARTY O	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として関東地方の場合】 ・ アカハライモリ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその 地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 池、渓流、水たまり等の水辺の繁殖地を確実に避けること。 ・ 沢等の水の流れの分断を確実に避ける ・ 暗渠で水を流す場合には、上下流口か物が移動できるよう配慮すること。
ヘビ		・ 種にもよるが水辺、草地、森林など比較的広い範囲に生息している。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	広葉樹林や水辺における生息状況に	春季、夏季、秋季、冬季の年 4回を最低2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 ・ その他現地調査により新たに発見されたその 地域において希少とされている種	ENGLISHING THE TO SEE

計目する生物グループ (生態 当該生物種の生息地等に共通する特徴 面からのタイプ分類) (調査・確認する背景)			環境影響評価手続等において確認すべきこと					
分中分類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】		
	カエル類	・ 幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体は林床や樹木に生息している。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	般的な繁殖池となる池沼や水溜り、 渓流河川等に関する情報	繁殖期を含む春季、夏季、秋 季、冬季の2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 ・ その他現地調査により新たに発見されたその 地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 池、渓流、水たまり等の水辺の繁殖地の消ぎを確実に避けること。 ・ 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 ・ 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小り物が移動できるよう配慮すること。		
希少	な水生生物の保護		The Device Palabor of					
	水生生物(魚類、水生昆虫類、底生 生物、陸産貝類 等)	・ 事業地周辺の渓流及び湿地等に生息している可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。		春季、夏季、秋季及び冬季の 年4回を最低2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 ・ その他現地調査により新たに発見されたその 地域において希少とされている種	(例) (順不同) ・ 池、渓流、水たまり等の水辺の繁殖地の消分を確実に避けること。 ・ 沢等の水の流れの分断を確実に避けること。 ・ 暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。		
					THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT			
					Constant Transconding	Kanar a sessora - sessora		
					collision and his tell collision.			
					(東京海路) (東京海路)			
		10日 東京人の名称。 中央主義的を発生を対してお客といる。			distribution of the second			

	生物グループ(生態 らのタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境景	/響評価手続等において確認すべきこと	
分 中分 類			調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
希么	少な昆虫類の保護					
	チョウ類	・ 成虫は、年 1~3 回発生し、幼虫期には種ごとに特定の植物を食草とすることが多い。 ・ 生息地は、森林、採草地、農地、河川堤防、山地草原等と種により様々である。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・希少チョウ類の生息・繁殖環境となっている草地(地域ごとにその群 落構成種は異なる)の情報	早春季 (4月中旬), 春季 (5 月下旬), 夏季, 秋季の年4回 を最低2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として北海道地方の場合】 ・ 希少ヒョウモンチョウ類、ギンイチモンジセセリ、ヒメチャマダラセセリ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種	
	アリ類	・森林に隣接した草原を好む。晩春~初秋の暖かい時期に活動する。 ・種により営巣場所は多岐にわたり、営巣場所の選好性が比較的明確である。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・生息環境の情報	活動期を含む早春季(4月中旬),春季(5月下旬),夏季,秋季の年4回を最低2シーズン		
	コウチュウ類	・変態は卵・幼虫・蛹・成虫という完全変態を行う。幼虫には翅はなく、成虫とは食物が違うものも多い。 ・種により食性も多様で、虫食、腐肉食、蒸食、葉食、樹木食、樹液食、菌食、蜜食などがある。 ・地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	て、 ・ 幼虫の生息環境の情報 ・ 食性に関する情報	成虫が出現する時期を含む早春季 (4月中旬),春季 (5月下旬),夏季,秋季の年4回を最低2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として九州地方の場合】 ・ オオチャイロハナムグリ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその 地域において希少とされている種	PARKATOL-COMPANY WILLES ALECTIVATION ORIGINATION ORIGI
	トンボ類	・ 産卵は挺水植物や浮葉植物あるいは沈水植物の水面直下の生体組織内に行われ、幼虫は水中に生息し、小型の水生昆虫等を捕食する。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	幼虫の一般的な繁殖池となる池沼や	早春季(4月中旬),春季(5月下旬),夏季,秋季の年4回を最低2シーズン	(例) ・ その地域において希少とされている種 【例示として四国地方の場合】 ・ ムカシトンボ等 ・ その他現地調査により新たに発見されたその 地域において希少とされている種	

	lする生物グループ(生態 面からのタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影	ド響評価手続等において確認すべきこと	
大分 類	中分 小分類 類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
3	希少ないしは重要	な植物群落の保護に関すること				
	植物種の保護	・ 希少ないしは重要な植物種 ・ 希少種の生息(生育)環境を構成している植物種 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 重要な種の分布、生育の状況及	・ 少なくとも生育状況及び 生育環境が把握できる1年間。 ・ 種の同定には開花・結実 期が適するため、文献等で生 育が想定された対象種によっ ては、開花期が短いなど季節 性が強い場合があることも留 意し、調査時期を設定するこ とが必要。	(例) ・ その地域において希少ないしは重要とされている種 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている種	(例) (順不同) ・ 作業道や資材ヤードの仮設に伴う植物種の更失を確実に防ぐこと。 ・ 緑化資材の導入による外来種の侵入を確実に防ぐこと。 ・ 地熱発電所の稼働後の排気ガスや排水が周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、 後調査による長期的なモニタリングを確実に実施すること。
	植物群落の保護 ※特定の植物群落をマイクロハビタットとして利用する希少な動物 種の保護については、 「2 マイクロハビタットの保全に関すること」の評価項目により確認	・ 希少ないしは重要な植物群落 ・ 希少種の生息(生育)環境を構成している植物群落 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・種子植物その他主な植物に関する植生の状況に関する情報・重要な群落の分布、生育の状況 及び生育環境の状況に関する情報・自然環境保全基礎調査の植生図で、植生自然度8以上とされる森林の情報・自然環境保全基礎調査における特定植物群落に関する情報・旧保護林に関する地域の情報・植生と希少動物種の関係性に関する情報(樹洞を利用する野鳥や昆虫等の種に関する情報など)・植生と希少植物種の関係性に関する情報など)・	・ 少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。	(例) ・ その地域において希少ないしは重要とされている群落 ・ その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている群落	や悪化を確実に防ぐこと。 ・ 緑化資材の導入による外来種の侵入を確実に 防ぐこと。
		THE THE TWO MINISTERS ASSESSED TO THE	Telegraphy Telegr	PARTORNOS SUS ARS REPUBBBBA EBARU	TO SECURE A SECURITION OF THE SECURITIES OF THE SECURITION OF THE	Wester Age - Comment of the Comment

	る生物グループ(生態 、らのタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境景	影響評価手続等において確認すべきこと	
大分 中 類	分 小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
45	別な個体の保護	・ 尾根部等の風衝地には、その場所の植生全体を強い風の影響から守っている特別な植物の個体が存在する。 ・ それを伐開してしまうと、そこから連鎖的に枯れ上がりや倒木が進み、森林全体が消失してしまうため、確実に保護する必要がある。 ・ このように、種そのものは希少でなくて	否かの情報 ・ 当該風衝地に生育する植生を強 い風の影響から守っている特別な植	・ 少なくとも生育状況及び 生育環境が把握できる1年 間。	・ 当該風衝地に生育する植生を強い風の影響から守っている特別な植物の個体	(例) ・ 事業実施区域が尾根部に掛かる場合、その場所が風衝地かどうかを確実に把握するとともに、風衝地である場合は、その場所に生育する植生全体を強い風の影響から守っている特別な植物の個体を特定し、保護すること。
		も、場所により特別な個体が存在する場合 は、適切な保全措置を検討する必要がある。				aparelle me a a a a a a a a a a a a a a a a a a
			and the second and the second			
						to any of the control of the control
		<u> </u>				
				PER PROPERTY AND ADDRESS OF THE PERSON AND A		
					bell to require the second of the second	

	物グループ(生態 のタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境景	>響評価手続等において確認すべきこと	
大分 中分 類 類	小分類		調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
4 緑の	回廊の連続性の	の維持に関すること				
生態系		・ 小規模な環境における栄養段階の上位に 位置する種 これらの生息場所が破壊されるとその存在に 重大な影響を及ぼす可能性があり、適切な保	・生息・生育している位置、個体 数及び繁殖等の現況 ・生息・生育していると推定され る行動圏又は生育分布地 ・行動圏又は生育分布地内におけ る他の動植物との関係	及び冬季の年4回(最低2 シーズン) ・ 植物:春季、夏季及び秋	※各回廊ごとに、対象地域における生態系内での様々な食物連鎖に留意し、環境のスケールに応じて、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種を選定すること ・ 典型性注目種 ※各回廊ごとに、環境の階層的構造にも着目し、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種・群集を選定すること	の幅(規模、形状)を確実に確保すること。 ・ 地域の動植物種にとって地球温暖化からの利動経路(避難経路を含む)となる自然環境の連終性を維持するために必要な回廊の幅を確実に確保

緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続 について

> 令和3年3月31日 2林国経第183号 林野庁経営企画課長より各森林管理局計画保全部長宛

[最終改正] 令和3年9月30日 3林国経第48号

国有林野における緑の回廊の取扱いについては、国有林野における緑の回廊の設定について(平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通知。以下「設定要領」という。)を定め、その運用について、緑の回廊設定要領の運用について(平成12年3月22日付け12-4林野庁経営企画課長通知。以下「運用通知」という。)を定めているところであり、その設定区域内における利活用に関する対応に当たっては、緑の回廊の設定目的に照らしつつ、国有林野の貸付け又は使用(以下「貸付け等」という。)において、国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知)等に基づき実施しているところである。

再生可能エネルギー発電事業が緑の回廊において計画される場合に、地域を特徴づける生態系に及ぼす影響を確認する必要があるが、地球温暖化防止と生物多様性保全という双方の公益性の両立を図るとともに、手続の一層の明確化かつ迅速化に向けて、再生可能エネルギー発電施設等(発電施設本体及び当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設を含む。以下「発電施設等」という。)の設置が緑の回廊の区域に掛かる場合の手続を次のとおりとするので了知されたい。

記

1 基本的な考え方

(1)緑の回廊の機能の維持保全等への影響の確認 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合には、貸付け等手続の中 において、緑の回廊の機能の維持保全等に支障がないかを確認する必要がある。このため、設定要領第3の1の(1)に規定する「緑の回廊設定方針」に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮(以下「環境配慮」という。)がなされていることについて、次の点から確認するものとする。

- ア 「緑の回廊設定方針」に記載する野生生物種の生息・生育に係る環境配慮が、環境影響評価手続等(環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づくものに加え、これに準ずるものとして地方公共団体が定める条例に基づき実施するもの及び事業者団体が定めるガイドライン等に基づき自主的に実施するものを含む。以下同じ。)における評価項目(方法書等(同法第5条第1項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。)に記載する同項第7号の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」等のことをいう。)に反映されていること
- イ アの評価項目を含む方法書等に基づき環境影響評価等を実施し、その結果をまとめた準備書等(同法第14条に規定するもの及びこれに準ずるものであって設置する発電施設等の種類、数、設置場所等が概ね具体的に記述されたものをいう。)に必要な環境配慮事項が記載されていること

(2) 森林管理局内での取扱いの決定

森林管理局長は、保護林管理委員会での議論を経て環境配慮の妥当性を確認した上で、当該管轄にかかる森林管理局内の緑の回廊の取扱いを決定するものとする。

2 確認の方法

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合、必要な環境配慮の妥当性は、別紙1に掲げる「確認ポイント(標準例)」に基づき確認することを基本とする。

このため、森林管理局は、貸付け等手続のうち、当該緑の回廊の設定目的に 応じた環境配慮の妥当性を確認するための「確認ポイント」及びそれに対応 する具体的な「評価項目」について、あらかじめ保護林管理委員会での議論 を経て検討を行い、個々の「緑の回廊設定方針」を公表するものとする。

3 各段階での実施方法

(1) 計画段階における手続

森林管理局は、電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下「事業者」という。)から、貸

付け等に関連して、当該事業者が実施を予定する電気事業(以下「対象事業」という。)の事業実施区域(事業実施想定区域を含む。以下同じ。)が緑の回廊の区域に掛かることに関する問合せ及び相談を受けた場合には、事業者に対し、当該対象事業については運用通知2の(3)ウの規定に基づき、緑の回廊の区域内への施設の設置等を排除するものではないことを説明すること。ただし、緑の回廊に係る制度の内容及び特徴からその設定について、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等の関係者との合意形成を経てきている経緯があること等を十分に説明するとともに、対象事業の事業計画の具体的な内容及び緑の回廊の区域を選定した理由について聞き取りを行い、他の事業地が検討できないか確認すること。

また、事業者が手続を進める上で必要となる情報(具体的な評価項目の選択の仕方や確認ポイントで求めるべき環境配慮の内容など)については、事前相談において希望に応じて提供すること。これらの対応により、当該緑の回廊において必要となる評価項目に関する事項が「方法書等」に確実に反映されるようにすること。

なお、森林管理局は、当該事実等の情報を関係部署間で共有するとともに、 林野庁に報告すること。

(2)調査段階における手続

森林管理局は、方法書等に反映した評価項目への環境配慮事項として、必要な期間において環境影響評価等が行われるよう、事業者と必要な調整を図ること。

また、当該環境影響評価等については、出来る限り早期の段階から着手するよう促し、環境調査で得られた内容等が適切に配慮書等(環境影響評価法第3条第3項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。)や方法書等に反映されるように努めること。

(3) 準備書等の作成段階における手続

森林管理局は、緑の回廊設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮がなされていることを確認するために、事業者に対し、貸付け等に必要な書類として、次に掲げる区分に応じて、別紙2のそれぞれに掲げる資料を求めるものとする。

このとき、発電施設等の設置が緑の回廊に与える影響を勘案して行った環境調査等により明らかとなった「当該回廊の評価項目に対する環境配慮としてとるべき必要な措置」がわかるように明記した書類の提出を求めること。また、当該資料を受理した後、関係部署間で共有するとともに、対象事業

が緑の回廊設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮について確認し、整理の上、保護林管理委員会の会議資料を作成すること。

- ア 対象事業が環境影響評価法第2条第2項に規定する第1種事業(同項第 1号ホに該当するものに限る。)及び同法第4条第3項の規定により第1 種事業と同様の手続を行う第2種事業 別表1の書類
- イ 対象事業が環境影響評価法第2条第3項に規定する第2種事業(同条第 2項第1号ホに該当するものに限る。) 別表2の書類
- ウ 地方公共団体の条例に基づく環境影響評価及び事業者が自主的に実施 する環境影響評価を実施している事業 別表3の書類
- エ アからウまでに該当しない対象事業 別表4の書類

4 その他留意事項等

(1) 既に環境調査を実施している場合の取扱い

緑の回廊設定方針に評価項目を設定し、公表する時点で、既に事業計画が進行しており、環境調査等を実施中又は実施後の段階にある場合には、これまでの当該事業計画に関する保護林管理委員会での審議内容及び当該緑の回廊で新たに設定した評価項目の内容を踏まえ、事業実施段階において事業者に必要な環境保全措置等を求めるなど、従前どおり、個別に整合を図りながら進めるものとする。

(2) 事業実施後の対応等

森林管理局は、必要な環境配慮の妥当性を確認した内容に基づき、保護林 管理委員会の意見を踏まえ、当該対象事業が、国有林野事業における緑の回 廊の保全・管理に支障を及ぼすことがないよう、事業者と相互の調整を図る ものとする。

別紙1

確認ポイント (標準例)

	確認ポイント(類型化)		確認ポイント(具体的確認内容)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	主な対象の種	確認内容
1	猛禽類等の生息環境の悪化を防ぐこと		
1	営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避	猛禽類	・ 重要な高利用域である、営巣場所、主要な狩場などの生息環境について、喪失や減少を回避 する措置がとられていること
		洞窟性コウモリ	・ ねぐら洞、繁殖洞、越冬洞などが保護されていること
2	ねぐら等の保護	森林性コウモリ	・ ねぐら、越冬、繁殖に使われる樹洞を持つ古木、老木などが保護されていること
	44、0寸のMg	渡り鳥	・ 集団ねぐらや峠越えのルート、半島部など集中的に利用される場所が保護されていること
3	バードストライク回避	猛禽類、渡り鳥	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること (風車の設置予定地が 高利用域 (営巣場所、主要な狩場など) から、必要な距離が確保されていること)
4	バットストライク回避	コウモリ	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること(風車の設置予定地 が、ねぐら、採餌場所、移動経路から、必要な距離が確保されていること)
2	マイクロハビタット等の生息環境を破壊しないこと		
1	草地等の喪失・悪化防止	小型哺乳類、昆虫類	・ 重要な生息地である草地や森林等の喪失・悪化の防止が図られていること
2	水辺環境の喪失・悪化防止	爬虫類、両生類、水 生生物等	・ 重要な生息地や繁殖地である池・渓流・水たまり等の喪失・悪化の防止が図られていること
3	移動個体の轢死の回避	動物	・ 管理用道路の設置及び工事用車両等の通行による轢死の発生を防止する措置がとられている こと
3	希少な植物群落の喪失や悪化を防ぐこと		
(1)	植物群落の喪失・悪化防止	植物	・ 陸上の希少な植物群落や植物種の損失・悪化の防止が図られていること
•	12円が行るの人 心心の正	植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
(2)	渓畔林等の喪失・悪化防止	植物	・ 渓畔林等の渓流植生の喪失・悪化の防止が図られていること
_		植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
(3)	風衝地の保護	植物	・ 風衝地における植生の喪失・悪化の防止が図られていること
4	排ガス・排水の悪影響防止	植物	・ 地熱発電所の稼働後の排ガスや排水が周辺環境に悪影響を及ぼさないための措置がとられて いること
(5)	送電線との十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令 (「電気設備の技術基準」等) に定める、植物と送電線との適切な離隔距離を確保 すること
6	風車のブレードとの十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令に定める、植物と風車のブレードとの適切な離隔距離を確保すること
4	緑の回廊の連続性を維持すること		
1	緑の回廊の幅の維持	生態系全体	・ 緑の回廊の設定目的(野生生物の移動経路の確保、生息・生育地の拡大と相互交流の促進、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全等)が達成される回廊幅が維持されていること
2	移動経路の分断の防止	生態系全体	・ 構造物(擁壁、側溝等)による野生生物の移動の疎外を防ぐための措置がとられていること

※国有林野貸付け手続において、森林管理局が評価項目への対応結果を確認する際、準備書等の情報のみでは上記の確認ポイントの履行内容を判断しがたい場合は、工事の実施中及び供用開始後事業者が行う事後調査の結果の報告を基に、確認するものとする。

別紙2

緑の回廊の区域内における貸付け等において必要となる資料

別表 1 第1種事業 (環境影響評価法第2条第2項)及び同法第4条第3項の規定に基づき第1種事業と 同様の手続を行う第2種事業

書類等の名称	提出書類
1 事業実施区域 (緑の回廊の区域が分かるもの)	0
2 事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	0
3 環境影響評価法の手続で得られる評価項目	
1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2 対象事業の目的及び内容	0
3 対象事業実施区域及びその周辺の概況	0
4 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	
5 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	
6 方法書についての意見と事業者の見解	
7 方法書に対する経済産業大臣の勧告	
8 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	0
9 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助	1言 〇
10 環境影響評価の結果	
1 環境要素	
a 大気環境	0
b 水環境	0
c その他の環境	0
d 動物	0
e 植物	0
f 生態系	0
g 景観	
h 人と自然のふれあいの活動の場	
i 廃棄物等	0
j 温室効果ガス	
2 準備書段階における専門家等の助言の内容について	
3 環境保全のための措置	0
4 事後調査	0
5 環境影響のための総合的な評価	0
11 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所存	王地
12 準備書についての意見と事業者の見解	0
13 準備書に対する経済産業大臣の勧告	0
14 準備書記載事項の修正の概要	0

別表 2	第2種事業	(環境影響評価法第2条第3項(同条第2項第1号ホに該当するものに限る。)))
/// 1X C	77 4 1E T K	(機能) 音田 14 宏 4 本 宏 0 1g	,,

Ī		提出書類
1 =	事業実施区域 (緑の回廊の区域が分かるもの)	0
2 =	事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	0
3 🕏	環境影響評価法の手続で得られる評価項目	
	1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
	2 対象事業の目的及び内容	0
	3 対象事業実施区域及びその周辺の概況	0
	4 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	
	5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	0
	6 環境影響評価の結果	
	環境要素※	
	a 大気質	
	b 騒音	0
	c 振動	0
	d 水質	0
	e 植物	0
	f 動物	0
	g 自然保護	0

[※]風力発電施設に係る資料の一覧であり、それ以外の発電施設が対象事業となる場合については、 電気事業法施行規則別表第1の2の項目に従うこと

別表3 地方公共団体の条例等による環境アセスメントの対象事業

書類等の名称	提出書類
1 事業実施区域 (緑の回廊の区域が分かるもの)	0
2 事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	\circ
3 環境アセスメントを経て得られる野生動植物及び生態系への配慮	0

別表4 2の(1)から(3)までに該当しない対象事業

書類等の名称	提出書類
1 事業実施区域 (緑の回廊の区域が分かるもの)	\circ
2 事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	0
3 事業実施区域における緑の回廊の区域内の野生動植物の生息状況	0

〇緑の回廊設定要領の運用について (一部抜粋)

平成 12 年 3 月 22 日 12-4

各森林管理局計画(第一)部長 林野庁経営企画課長より 各森林管理局分局計画第二部長(業務管理官) あて

[最終改正] 令和3年9月30日 3林国経第48号

国有林野における緑の回廊の設定については、「国有林野における緑の回廊の設定について」(平成12年3年22月付け12林野経第10号林野庁長官通達)により「緑の回廊設定要領」(以下「設定要領」という。)を定め、これによるものとしたが、その運用については、下記によることとしたので、遺憾のないようにされたい。

記

1 設定の基準について

(1) 緑の回廊の形状

緑の回廊は、国有林野の賦存状況、保護林の設定状況等により保護林間を連続的に 連結することが困難な場合には不連続な形状も可能とするものとする。

(2) 設定対象地の概定

緑の回廊は、次の各号に基づき、位置及び区域を概定するものとする。

- ア 緑の回廊は、原則として、脊梁山脈、主要山脈等に設定すること
- イ 本来の地域生態系の構成種でない外来種などの競合種や捕食者が流入し、保護を 図るべき野生生物等に悪影響を及ぼすおそれがある場合には設定しないこと
- ウ 孤立分断化された植物種が存在する植物群落においては、対象とする植物種の集団の大きさを検討の上、遺伝的交流が必要と判断される場合には、同一植物群落内に存在する保護林間を連結すること
- (3) ルートの設定

緑の回廊のルートは、(2)により概定した位置及び区域に対し、次の各号を勘案し設定するものとする。なお、特定の機能類型区分に限定しないこととするが、自然維持タイプを多く含むように配慮するものとする。

- ア 野生生物の生息・生育地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な 形状を避け、最短距離で連結すること
- イ 極力、急峻な地形を避けること
- ウ 道路や河川、急峻な地形等で分断される場合には迂回するルートを選ぶこと
- エ 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮 すること
- オ 極力、里山から離れた奥地に設定するとともに、農林業被害の防止に十分配慮すること
- カ 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所をできるだけ含むよう

配慮すること

- キ 緑の回廊のルートの設定に当たり、既存の権利関係等については次によること
 - (ア) 採草放牧地等貸地に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外すること
 - (イ) 分収造林地、分収育林地及び共用林野については、現行の権利関係を前提に、 緑の回廊への編入を検討すること

(4) 幅・長さ

緑の回廊の幅と長さについては、次の各号によるものとする。

- ア 分布が限られた稀少な固有種や絶滅が危惧される種に優先的に着目する必要があると判断される場合を除き、原則として、各地域において食物連鎖の頂点に立つ一群の動物種(以下「アンブレラ種」という。)に着目することとし、着目種の生息分布、行動特性や緑の回廊の周囲の土地利用状況に配慮して、別表を参考に幅と長さを検討すること
- イ 緑の回廊で連結される保護林間の距離が別表の基準よりも短い場合には、エッジ 効果 (断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響)を回避する幅を確保すればよいこととし、緑の回廊で連結される保護林間の距離が別表の基準よりも長距離にわたる場合又は河川や道路等により分断される場合には、着目種の生息分布及び行動特性を踏まえ、幅の広い箇所(以下「ノード」という。)の設定に努めること
- ウ 地理的に十分な幅の確保が困難な場合や、緑の回廊の設定時の着目種に係る適切 な幅に関する知見が不十分である場合等については、エッジ効果を回避する幅を確 保することを基準とすること
- エ 植物群落の遺伝的交流を図る場合、天然更新に必要な幅を確保すること
- (5) 保護林の拡充・新設
 - ア 設定要領第2の(4)のイの長距離にわたる場合とは(4)のアの基準とする。
 - イ 保護林の拡充又は新設は、「保護林制度の改正について」 (平成 27 年 9 月 28 日 付け 27 林国経第 49 号林野庁長官通知)によるものとする。

2 取扱方針について

(1) 伐採

緑の回廊において伐採を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- ア 森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐 又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとと もに伐期の長期化に努めること。
- イ 伐採箇所の選定に当たっては、野生生物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、 野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること
- ウ 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮すること
- エ 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残すること

オ 緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するための小規模な伐採を必要に 応じて実施すること

(2) 更新·保育

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- ア 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に 留意しつつ、更新方法及び樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討 すること
- イ 下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努めること
- ウ つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採 餌場等においては野生動物の餌となる山ブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める こと
- エ 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう 時期に配慮すること。

(3) 管理

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- ア 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生生物の生息・生育状況及び環境の把握に 努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めること
- イ 緑の回廊に設定した林分及び隣接する箇所に対する林地開発については、緑の回廊の設定の趣旨に鑑み、慎重に対応すること
- ウ 緑の回廊の設定後、公用・公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を 行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応するこ と
- エ 野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用すること

(4) 施設の整備

- ア 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施するものとする。
 - (ア) 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生生物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生生物の移動経路等への影響が大きい箇所は避けること。 また、その維持管理を適切に実施すること
 - (イ) 路網及び歩道については、側溝を作設する場合には L 字型の側溝を採用する 等野生生物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。また、その維持管 理に努めること
 - (ウ) 治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生生物の移動に悪影響 を及ぼさないよう配慮すること。また、この維持管理に努めること
- イ 施設の整備に当たっては、その整備が野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼ さぬよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど、計画初期段階から十 分に検討し、必要最小限とするものとする。

(5) モニタリング

- ア 緑の回廊におけるモニタリング (継続的観測・記録) については、次の各号に基 づき実施するものとする。
 - (ア) モニタリングに当たっては、林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を 有する者の協力を得るとともに、その目的に応じて高所からの俯瞰観察や林内 の定点観測を実施すること。また、必要に応じ、自然保護団体等の協力を得る こと
 - (イ) モニタリングに当たっては、地域ごとにその対象とする野生動物種等を明確にするとともに、対象とする種と他の野生生物種との関係の把握にも努めること。また、森林施業のあり方についても、対照試験を行う等実証的なデータを得るよう努めること
- イ モニタリングの結果得られた知見については、緑の回廊の取扱方針に適切に反映 させること。また、モニタリングの結果、既設の緑の回廊の区域を変更すべきと判 断される場合には区域の変更等を行うこと
- 3 設定手続等について
 - (1) 予定簡所の選定

設定要領の第3の1の(1)の予定箇所についての資料の収集及び緑の回廊の対象と する野生生物等についての必要な調査に当たっては、環境省が実施した自然環境保全 基礎調査(動植物分布調査)結果等を参考にするものとする。

また、この資料の収集及び調査は、外部委託により実施することができるものとする。

(2) 設定案の内容

設定要領の第3の1の(1)のアからオに掲げる緑の回廊設定方針(案)(以下「設定方針(案)」という。)の内容は、次の項目に従い定めるものとする。

このうち特に「ア(エ)着目する野生生物種」については、緑の回廊の設定目的に 応じて着目する野生生物種及びその生息・生育について特に留意すべき事項を、別添 「評価項目(標準例)」を参考として定めるものとする。

- ア 緑の回廊の位置及び区域
 - (ア) 設定の目的
 - (イ) 位置及び区域の既定に当たっての考え方
 - (ウ) ルートの選定に当たっての考え方
 - (エ) 着目する野生生物種
 - (オ) 幅と長さ
 - (カ) 緑の回廊に設定する林小班
- イ 緑の回廊の維持・整備に関する事項
 - (ア) 伐採に関する事項
 - (イ) 更新・保育に関する事項
- ウ 緑の回廊の管理に関する事項
 - (ア) 管理に関する事項
 - (イ) 施設の整備に関する事項
- エ 緑の回廊のモニタリングに関する事項

- (ア) 実施体制
- (イ) 情報提供の考え方
- オ その他留意事項
 - (ア) 整備・管理体制の充実
 - (イ) 普及啓発
- (3) 有識者への意見聴取
 - ア 森林管理局長は、緑の回廊設定の必要性、木材産業、農林業等を通じた地域振興 との調整等総合的な見地から、設定方針(案)について「保護林制度の改正につい て」に定める保護林管理委員会又は保護林管理委員会の下に置かれた部会等(以下 「委員会等」という。)の意見を聴くものとする。
 - イ 検討すべき緑の回廊が二以上の森林管理局の管轄区域にわたる場合は、関係森林 管理局長間で協議し、委員会等の開催方法、出席委員の選定等について弾力的な運 用ができるものとする。
 - ウ 森林管理局長は、緑の回廊の区域及びモニタリングの実施方法の案を作成する段階で、委員会等に必要な助言を求めることができるものとする。
 - エ 環境省出先機関の代表については、できるかぎり委員会等への参加を求めるものとするが、参加が得られない場合には、別途意見を聴くなど連携を図るものとする。
 - オ 森林管理局長は、道路等の施設の建設が計画され緑の回廊との調整を図る必要がある場合や野生鳥獣による農林被害防止を図る上で必要がある場合等には、関係行政機関の意見を聴くものとする。

(別表) 緑の回廊の幅と長さについて

区分	幅・長さ
1 アンブレラ種に着目する場合	
(1) ツキノワグマ又はヒグマ	幅 : 2 km
	長さ:20 km以下
(2) イヌワシ	幅 : 2~3 km
	長さ:-
(3) クマタカ	幅 : 1 km 長さ: -
2 アンブレラ種以外の種に着目する場合	メスの行動圏を長方形とみなし、その最大
	長を長さとし、面積を長さで除したものを
	幅とする。
3 エッジ効果に着目する場合	幅 : 500m
	長さ:-

別添 評価項目 (標準例)

		車	項目目	() () () () () () () () () ()	単	
着目する生 面から6	着目する生物グループ (生態 面からのタイプ分類)	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影	環境影響評価手続等において確認すべきこと	
大分 中分 類 類	小分類		調査すべき情報	調查期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
1 猛禽	猛禽類・哺乳類等の保護に関	の保護に関すること				
猛禽类	猛禽類(留鳥型)の保護					
	X		① 生息状況の情報収集② 行動圏③ 自然環境④ 営巣場所⑤ 整殖状況⑥ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1 シーズンを含む2営巣期	・ イメワシ	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 風車の設置予定地を営巣地からおおむね15km以 上離すこと。 ・ イスワシの幼鳥の狩りの練習エリアは特に重 要であるため、確実に位置を特定し、事業実施区 域から確実に避けること。 ・ 夏季(展葉期)の狩場と冬季(落葉期)があ ることに留意し、両方を特定して事業実施区域か ら確実に避けること。
	クマタカ	 クマタカは、山地の高木林に生息し、その単は急斜面の樹木に作られることが多い。 事業の影響を低減するためには「営巣中心は」「高利用域」「採食地」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。 	① 行動圏② 自然環境③ 営集場所④ 繁殖状況⑤ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1 シーズンを含む2営巣期	・ カマタカ	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 とること。 ・ 「止まり場所」と「森への出入りの位置」からの季節別利用場所(位置、環境)の解析を行うことにより、行動圏を確実に特定すること。 【例示として九州地方の場合】 ・ (個体数が多いものの、繁殖成績は全体的に低いことから、) 繁殖成績の良いつがい(概ね3のパーセント以上の繁殖成績の良いつがい(概ね3のはことから、) 繁殖成績の良いつがい(概ね3のはことから、) 繁殖成績の良いつがい(概ね3のはことから、) 繁殖成績の良いのがよりの生態する谷の地域一帯を特に重要な保護対象とし、当該地域を開発範囲から確実に外すこと。
	オオタカ	 オオタカは、平地から丘陵地の森林を繁殖地としていることが多い。事業の影響を回 避・低減するためには、「営巣中心域」や重 要な採食地を含む「高利用域」を特定し、こ うした場所を中心に保全措置を検討する必要 がある。 	① 営巣場所② 繁殖状況③ 行動圏の内部構造④ 自然環境⑤ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・オオタカ	(例) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、 風車の設置予定地と営巣地との間に十分な距離を とること。

第2次照会に対する質問及び回答

番号 分類	質問	局	回答
2 総論(考え方)	実際に、「標準例」として公表されるものは、左端から「確認ポイント」の列まででしょうか?それとも、更に右側の「根拠情報等」、「(備考)…」の列も公表に含まれるでしょうか。	近中局	・ 公表を想定しているのは、左端から「確認ポイント」の列までです。このうち「評価項目の標準例」に該当するのは左端から黄色の列までです(※ただし、公表の形式は検討中です。) ・ 「調査すべき具体種」「具体種ごとに留意すべき事項」(=黄色の列)については、全国的な典型例を想定しています。
3 総論(考え方)	標準例の(備考)の「前倒環境調査を行う場合の開始時期の考え方」は、参考情報として 記載されているということでしょうか。	近中局	・参考情報です。 ・環境省でも再エネTFの指摘等により、環境影響評価手続の迅速化を求められており、運用面での改善を措置するところです。 ・緑の回廊に関する手続についても、環境影響評価手続の迅速化に係る運用と整合させるためのものです。
8 総論(考え方)	「評価に内包されていることは理解してますが、悪意をもってみると、生物種や生態系に モニタリングで影響がなければよいと、とらえかねないように思います。」という委員意見 に対する考え方について。	関東局	・本件は、政府の「再生可能エネルギー推進」の方針に従い、緑の回廊の区域において、「出来るだけ避けたが、やむを得ず必要最小限の面積」が掛かる場合について検討するものです。 ・その上で、当該回廊への負荷を出来るだけ軽減する措置や配慮事項等を検討する必要から、事業者が適切に同回廊の設定目的に応じた「評価項目」を方法書等に反映させ、環境影響調査を実施し、その結果を準備書等に記載するとともに、貸付け手続において、当該局の担当者がその妥当性を判断(確認ポイントにおける確認)することができるよう措置するものです。 ・このため、同回廊の実態に応じ、モニタリングを含めた適切な配慮事項が措置される、3、各局(保護体管理委員会)において、同回廊の設定方針に適切な評価項目を設定していただくものです。
9 総論(考え方)	緑の回廊への施設の設置については、環境アセスメントの調査結果を保護林管理委員会で確認していただく地球能しておりますが、委員の皆様に判断していただくのであれ、科学的知見等に基づく具体的な数値基準(判断の根拠となるもの)がないと各委員は判断出来ないと思われますので、評価項目(標準例)の作成におかれましては、委員が判断できる数値基準を盛り込んでいただきますようお願いします。	中部局	・ (回答内容は番号5(回答)のとおり) ・ 林野庁が示す評価項目(標準例)では、ミスリードを防ぐため、数値基準は設定しない ところですが、各局が縁の回廊ごとに定める設定方針(評価項目)については、地域の実 情や科学的知見、前例等を踏まえ、必要に応じて独自の項目を定めることは差し支えあ りません。 ・ ただし、この場合においても、行政手続(貸付け手続)において妥当性を確認するため の判断基準とするものについては、透明性を確保するため、公開することが原則(合わせ て説明責任が伴います。)となります。
10 総論(考え方)	「評価項目」に対する評価そのもの〈評価の是非の判断に必要な科学的知見に基づ〈基準及び根拠、その妥当性の証明(説明)も含めて)も環境アセスメントで開発事業者に実施していただき、委員の皆様にはそれを確認いただ〈想定でしょうか?	中部局	(番号1と同旨の質問であり、回答内容は既出のとおり。) 「確認ポント」は、貸付け手続において局担当者が判断する事項を記すものです。 ・局担当者が判断する根拠として、確認ポイント」に記載された各事項(準備書等の内容)を専門的・技術的な見地から保護林管理委員会において議論をしていただくことになります。
11 総論(考え方)	事前相談の任意である「配慮書の情報の提供」と、方法書の手続前に保護林管理員会から意見を聴取して行う「評価項目の提示」を円滑に進めるため、万が一、事業者が任意であるとして「配慮書の情報の提供」がない状態で方法書の手続に進んだ場合の取扱いをマニュアルに記載する必要があると考えます。	東北局	・これまでの再生可能エネルギータスクフォースとの調整において、不透明な行政手続は一切排除する方針の下、行政側がら事業者へ「事前相談」を強要することはせず、事業者が必要とする場合に、事業者側からの要請で任意に実施するものとしています。 ・このため、マニュアル第2の5のとおり、任意の相談において、行政側から特定の書類の提出を求めることはしないことが原則となります。 ・ただし、運用面において、事業実施(超定)区域に国有林野が掛かる場合には、事業者が森林管理局等に接触することから、この機会をとらえ、その時点で可能な情報の入手をお願いします。【手続の方法(番号31)も参照】
12 総論(考え方)	事業者から提供される「配慮書の情報」は、事前相談(任意)のため、経営企画課長通知、記2及び別紙(別表1~4)において求める資料と異なるものと考えて良いでしょうか。 異なる場合、「配慮書の情報の提供」の根拠は、あくまでも任意の提供となり、森林管理局側は受け取るのみの対応となるのでしょうか。※番号11(質問)と同様受け取りのみ、関き取り不要で良いでしょうか。	東北局	・番号11(回答)のとおり、「配慮書の情報」(環境影響調査「前」の計画段階)は正式な 行政手続とは異なり、あくまでも事業者側からの要請(任意)によるものです(事業者が不 要と捉えれば行政側からその実施を強要することはできません。) ・一方、線の回廊に係る令和3年3月31日付けの経営企画課長通知は、行政手続、環 境影響調査後」の貸付け手続けにおける必要事項を規定したものです。 ・特に「事前程」の任意実施は、同通知を発出した後において、再生可能エネルギー タスクフォースへの対応内容の整合性から検討してきたものであり、先行した同通知との 不整合については、今後見直しを図る予定です。
13 総論(考え方)	事業者から提供される「配慮書の情報」について、具体的には、配慮書(一式)、又は配 虚書(要約書)のどちらが適当でしょうか。「配慮書の情報」を保護林管理委員会に情報 提供する場合、事業者から提供される資料に加え、局で作成する標準的な資料(8月中 旬までに作成される評価項目(指標)の標準例を含む)はあるのでしょうか。 【例えば、①配慮書(一式又は要約書)、②評価項目(指標)の標準例、③署管内図を 保護林管理委員会へ提供することを想定】	東北局	内容を精査し、保護林管理委員会委員が「評価項目」を検討するのに必要十分な情報を含むものを提供してください。 (参考) 同委員への提供情報は、配慮書等の内容を精査し、「事業実施区域と事業規模(施設の種類 数、位置等)、当該回廊の設定方針に規定する「評価項目」への配慮事項等の有無、必要に応じ補正すべき「評価項目」の局案や配慮事項案等」が考えられます。
14 総論(考え方)	保護林管理委員会において「評価項目」を提示する案件は、10月以降(とりまとめ版)に 配慮書の手続が開始される事業計画と考えて良いでしょうか。 ※10月以降のマニュアル(取りまとめ版)が適用される事業計画の線引き。	東北局	・マニュアル(取りまとめ版)に「評価項目の標準例」を掲載し、公表するのが9月末の予定です。 ・この後、各局において、緑の回廊ごとの「評価項目」を、保護林管理委員会の審議を経て検討することになります。
15 総論(考え方)	現在進行中(環境アセス手続中)であって、緑の回廊の区域に事業実施想定区域が含まれる事業計画について、マニュアル(第1案)及び(とりまとめ版)に基づく手続をどのように進めていくことになるのでしょうか。 【例えば、現在進行中(10月以前に環境アセス手続を開始)の事業は、「再生可能エネルギー導入促進に係る緑の回廊の取り扱いについて、(1887.7付け林野庁事務連絡)に基づき、環境アセスの各段階において公開される情報と保護体管理委員会に「特報共有し、事業内容が確定した段階で緑の回廊に係る対応(設定解除、代替地設定等の必要性)を検討する。】	東北局	をしく吸引することは少ます。。 ・この場合、事業が環境影響調査前の計画段階(配慮書、方法書等の段階)にあるものは、当該回廊の設定方針を優先的に定めていく必要があります。 ・また、既に環境影響調査が行われ、又は行われた後の準備書等の段階の案件がある場合には、これまで経てきた同委員会での審議内容を踏まえ、今後の貸付手続において、当該回廊の設定方針(評価項目)の内容と、事業実施段階において事業者に求める措置事項等との整合を図りながら、柔軟に進めていくこととなります。

16	総論(考え方)	マニュアルは、「風力発電・地熱発電に係る国有林野の・・・」とされています。風力及び地熱発電以外の再生可能エネルギー(小水力等)及び送電線新設事業の場合、事業者との対処方法(根拠)についてご教示をお願いします。 【マニュアルは、風力発電及び地熱発電に限定されているように読み取れることから、他の再生可能エネルギー及び送電線新設事業の取扱いについてご教示をお願いします。】	東北局	・本件は、再生可能エネルギータスクフォースにおける議論において、事業者協会から 要望があった風力発電及び地熱発電(送電線事業を含みます。)において検討を進めた ものです。 ・このため、今後においても、要請のない小水力発電等その他の分野のものについて のマニュアル作成は想定していません。 ・しかしながら、ポンチ絵集でも提示したとおり、事業実施(想定)区域が国有林野(緑の 回廊)に掛かり、それがやむを得ないものである場合、その設定方針に定める評価項目 への環境影響配慮事項等は、本件マニュアルと同旨のものであり、これに準じた取扱い になるものと考えています。 ・発電事業の立地のポテンシャルから、事業実施区域に国有林野が求められる場合、 各局は、案件の内容に応じ、適正な運用をお願いします。
17	総論(考え方)	「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続きについて」経営企画課長通知(R3.33)について、緑の回廊の区域に係る送電線新設事業の場合、事業者との対処方法(根拠)についてご教示をお願いします。 【経営企画課長通知は、再生可能エカルギー施設の設置とされていることから、送電線新設事業の取扱いについてご教示をお願いします。】	東北局	・送電線事業は同通知の「発電施設等」に含まれています。 ・その取扱いは番号16(回答)の趣旨のとおり、マニュアルの第5の手続による対応をお願いします。
19	総論(考え方)	「07.(その他ご参考)別添3の1」について 「ページ目「緑の回廊における再エネ施設の設置等に係る基準の明確化(イメージ) (案)の「ポイント・2段階構造による環境配慮事項の担保」の2イン目環境アセスメント 後少で、5月の資料では「基準」だった語が「確認するためのポイント・(確認ポイント)」に変更されています。 これは「緑の回廊における再エネ施設の設置等に係る基準の明確化(イメージ)(案)」の中の「基準」と区別するためでしょうか。もし、そうであれば、「基準」と「確認ポイント」との関係はどのようになるのでしょうか。	北海道局	・ 当該ポンチ絵集(イメージ(薬))(非公表扱い)は、「縁の回廊における再生可能エネルギー発電施設等の設置に係る基準の明確化」というこれまで検討されることのなかった初の命題に対し、議論を開始するためのたたき台となる資料として作成したものです。 ・ たたき台としてスタートするために、試行錯誤のすえ「定量的な基準」を掲載したものですが、この取扱いと覧ると、「定量的な基準を満せせば、縁の回廊の中に簡単に発電施設が設置できる。」ような誤解を惹起させるおそれがあります。 ・ 林野庁でマニュアル(第1業)の全体を調整する中で、縁の回廊における手続は、最終的な国有林野の貸付け手続の一環として位置づけ、公表資料では、並行確認手続(縁の回廊部分)における「確認ポイント」とそれに対応する計画段階からの回廊ごとの「評価項目」の両者を明確化し、一般に示すものとして整理したものです。
20	総論(事例)	緑の回廊において、これまで風力・地熱発電の設置を認めた例があれば教えて下さい。	中部局	・これまでの緑の回廊の区域内に風力発電、地熱発電事業が関係する案件は、東北及び関東局において、そのほとんどが盗電線の一部が掛かる場合の案件となっています。 ・ただし、関東局管内では「日光・吾妻山地緑の回廊」の区域内に風車を5基設置する計画が進んでいます(回廊内への発電施設設置はこの1件のみです。) ・当該事業は既に環境影響評価手続における「準備書」まで進んでいます。 ・ 司局の保護林管理委員会では、同手続(書類内容等)に問題がないことを確認した上で、希が種の保護とバードストライクに係る事後措置を講ずることを条件に、やむを得ず回廊内に発電施設を設置するものとして取扱いを判断しているところです。
24	各論(考え方)	「07_(その他ご参考)別添3の2」について ボンチ絵から「管理用道路設置により回廊が分断される場合」がなくなっていますが、道 路で回廊が分断される場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか。	北海道局	・国有林野内(緑の回廊を含みます。)への発電施設の設置は「他に適地がなく、出来るだけ避け、必要最小限面積」であることが前提です。 ・「管理用道路の設置により回廊が分断される場合」はこの前提とする概念と異なる(情報の独り歩きをまれなたもれがある)ため、検討のための資料(今のところ非公開扱い。今後の取扱いは検討中)であっても削除しました。 ・やむた得ず横断せざるを得ない場合の取扱いは、「分断されない場合」の配慮事項を参考に、更に分断することにより予見される可能性、それを回避するための可能性等を勘案し、「評価項目」及び「確認ポイント」を設定して、その妥当性を確認することになります。
26	確認ポイント(考え方)	標準例内の「確認ポイント」は「別表「確認ポイント(例)」から選び設定すること』とありますが、「確認ポイント(例)」に、必要な確認ポイントが全て網羅されるようにしておかないといけないという意味でしょうか。それとも、別表はあくまで「確認ポイント」の例であり、回廊ごとの設定方針に評価項目を盛り込む際に、独自に「確認ポイント」を設定することができるのでしょうか?	近中局	・林野庁が示した「確認ポイント」はあくまでも標準例(想定しうる共通項)です。 ・一方、各森林管理局が設定する縁の回廊の設定目的に、該当しない事項(保護すべき猛禽類がいない等)の場合には、当該事項に対応する確認ポイント(バードストライクの回避等)は設定しない可能性はあります。 (ただし、鳥類の場合、「渡り鳥」におけるバードストライク回避については、どの局も共通事項となり得るため、保護林管理委員会における議論を経てください。)
27	確認ポイント(考え方)	挙げてもらった例とは反対に、他にはない特徴を持つ回廊の確認ポイントを作成する際、標準例にない確認ポイントを局の判断で追加してよいのでしょうか? それとも、提示された標準例の中のみしか選べないのでしょうか?	近中局	・それぞれの緑の回廊における「評価項目」と「確認ポイント」はその設定目的に応じて 異なるものです。 ・ 林野庁が示すのは、通常の環境影響評価は当然に行う前提で、その中で特に緑の回廊において留意すべき事項を提展示すものとしての全国的な典型例です。 ・ このため、各回廊ごとに設定する両者は、各局(保護林管理委員会)における裁量で 適宜追加していただきます。
31	手続の方法	第2の1手続の概要、手続の概略図において、「配慮書の情報の提供」とあります。一方、第2の5事前相談において「書類の提出を必須とすることはありません」とされています。このため、事業者から配慮書の情報を入手する際の対処方法についてご教示をお願いします。	東北局	・第2の1のフロー図のうち、「緑の回廊内に掛かる施設の設置の手続」については、各回廊の設定方針の改訂が行われるまでの円滑化手順を示しています。 ・事業実施(想定)区域が国有林野に掛かる場合、必ず事業者が森林管理局等に相談が来る機会を利用して、そこが「緑の回廊」の区域に掛かるのであれば、その時点で配置書等(法アセスのほか、条例アセス、自主アセスを含みます。)」の情報を入手してください。 ・また、事業者が配慮書等を作成していない場合には、最低限、事業実施(想定)区域等と事業規模(施設の種類、数、位置等)の聞き取りを行い、当該事業の環境配慮事項として何を検討しているのか等について明らかにしてください。
32	手続の方法	事業者から「配慮書の情報の提供」を受ける時期は、配慮書の手続のいつの時点を想 にしたら良いでしょうか。 【例えば、配慮書の公告・縦覧が開始された直後(公告・縦覧中)、又は、経産大臣意見 が発出された直後】	東北局	・ 事業者は「前倒環境調査」の運用により、配慮書(法手続)の作成に着手する前から、事前調査等を実施することが想定されます。 ・このような場合、配慮書等の作成が未済であっても、事業者が森林管理局等に相談にきた場合には、番号22(回答)のとおり、その時点で可能な情報を入手してください。そのうえで、遅くとも「公告・縦覧」(法手続)に付された情報については入手するようにしてください。 ・ なお、林野庁(国有林野生態系保全室)でも、「配慮書に対する環境大臣の意見」が作成された段階で、環境省本省から事業実施(想定)区域や事業規模等の情報を入手しており、関係局には速やかに共有しています。
33	手続の方法	事業者から「配慮書の情報の提供」を受けてから保護林管理委員会において評価項目を検討する時期(事業者へ提示)は、配慮書の手続のいつの時点及びどの位の期間を想定したら良いでしょうか。 【例えば、配慮書の経産大臣意見発出から〇〇日以内、等】	東北局	・番号11(回答)のとおり、環境影響調査前(計画段階)における手続はあくまでも任意のものです。 ・このため、この計画段階で、具体的な処理期間を定めることは考えていません。・計画段階では任意のものですが、事業者が円滑に方法書等の手続を進められるよう、局は起席書等の入手の後、速やかに保護林管理委員会に提供・意見敬収(必要に応じて審議)のうえ、当該事業の方法書等で設定すべき「評価項目」を確認し、必要があれば局(窓口)を通じて事業者への助言等を行うことになります。 (参考) ・標準処理期間に拘束される(法律上の努力義務を負う)のは、行政手続(貸付け手続)、すなわち「環境影響調査(単備書等を含みます。)を提出してから、局における意思決定(最終的な貸付け決定)するまでの期間は、マニュアル(第1案)では「180日」としています(これは準備書の法定手続期間「270日以内」の中で、国有林野に関する手続が全て終了するように措置しているものです。)

34	手続の方法	第2の6申請及び相談窓口において、事前相談及び書類の提出窓口は、森林管理局保全課に一本化するとされています。また、マニュアル(暫定版)(R3.3.3)では、事前相談等に保るやりとりは電子媒体による提出が可能とされていましたが、マニュアル(第1案)においても電子媒体による提出が可能であると理解して良いでしょうか。書類による提出及び電子媒体による提出が可能な場合、提出先である森林管理局保全課を経由して「配慮書の情報の提供」を受け取る流れで良いでしょうか。	東北局	・マニュアル(第1家)においても(暫定版)と同様に、書類の簡素化、事務の効率化を図るため、電子媒体でのやりとり(提出)を行っていただくことを想定しています。 ・ 配慮書等の情報提供についても同様の流れを想定しています。
35	手続の方法	事前相談において事業者から提出のあった「配慮書の情報」(資料)は、文書管理上、ど のような取り扱いが適当でしょうか。	東北局	 事業者との相談において作成する「「概要メモ」の参考資料」という取扱いです。 概要メモと一体のものとして文書の格付けをしてください。
36	手続の方法	第2の6申請及び相談の窓口において、手続のワンストップ化を図る観点から、事前相 該及び書類の提出窓口は、森林管理局の計画保全部保全課に一本化するとされていま す。事業者から事前相談(作意)で「配定書の情報の提供、を受ける場合、「緑の回廊の 区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続きについて」(R3.3.1付け2 林国第183号)(以下「経営企画課長通知」)、記1において、緑の回廊の区域に掛かることに関する間合せ及び相談を受け際に森林管理署等で行うとされている聞き取りとの関係はどのように考えたら良いでしょうか。	東北局	・「第2の6」については、事業者の利便性を踏まえた行政手続のワンストップ化、実質的な説明・判断責任等の観点から、再生可能エネルギー関係貸付け手続の窓口は、森林管理局(計画保全部保全課)に一元化するものです。 ・行政手続上の書類等の流れは一本化したうえで、個別事項等に関する事業者との具体の接触、関き取り等は同局(所管課)で行っていただくことを想定しています。・なお、マニュアル内容については、現在も引き続き検討を重ねており、9月末までに取りまとめ版及び関係通知の改正をする予定です。 ・その内容に応じて、番号12(回答)のとおり、令和3年3月31日付けの縁の回廊に関する経営企画課長通知の改正を行う予定です。
37	手続の方法	事業者から提供される「配慮書の情報の提供」を受けて、保護林管理委員会において検討した評価項目を事業者へ提示する場合、どのような方法で伝達するのが適当でしょうか。 【例えば、「保護林管理委員会の運用について」(R3.3.31付け2林国第182号)、記2に基づき、局ホームページで公表(名簿、会議資料及び議事概要に含む)、又は、書面で通知(発信者名は、保護林管理委員会、又は署長(局から署へ通知)】	東北局	- 局(相談を受け応じた当該課)から、「事前相談内容への助言等」などの形式での伝達をお願いします。 ・ ただし、この場合、更に提出書類やその内容の修正等を求めると「行政指導」に該当する(行政手続法に基づく「行政指導」として法律が適用されます。)ため、あくまでも「任意の相談に対し任意に助言をした」ことになるよう、十分に留意してください。
38	手続の方法	保護林管理委員会において検討した評価項目は、名簿、会議資料及び議事概要と同様に局ホームページで公表するのでしょうか。又は、方法書において調査項目に反映されることから公表不要と考えて良いでしょうか。	東北局	・ 行政手続の透明性の観点から、各森林管理局の保護林管理委員会で検討された評価項目についても公表を想定しているところです(公表の形式について現在検討中です。)
39	評価項目(考え方)	絶滅危惧種等の希少な植物が存在した場合は、どのような対応となるのでしょうか?	関東局 中部局	・緑の回廊の設定目的に応じ、回廊ごとに異なる属地的な検討項目となります。 ・このため、各森林管理局(保護林管理委員会)において、評価項目の大分類の枠組の下に位置する「中分類」「小分類」における事項の検討を行い、各縁の回廊に応じて、適 宮追加設定することとなります。
40	評価項目(考え方)	評価項目は生物種が対象のようですが、例えば、評価が必要な景観や非生物の自然物のリストアップや、それらへの配慮・対応はどのようになるのでしょうか?	関東局 中部局	- 緑の回廊の設定目的に応じ、生物種以外の項目が重要視すべき要素であるならば、回廊ごとに異なる属地的な検討項目となります。 - このため、各森林管理局(保護林管理委員会)において、この妥当性を確認するため に必要な「確認ポイント」を想定(別表、確認ポイント(例)を更に拡充)し、これに対応した 評価項目が適切に設定されるよう、評価項目の大分類の枠組の下に位置する「中分類」 「小分類」における事項の検討を行い、各緑の回廊に応じて、適宜追加設定することとな ります。
41	総論(考え方)	前回の質問で、なぜ太陽光発電を対象としないのか、と聞かせていただきました。そもそも国有林ではソーラーパネル設置は許可されていない、との回答でしたが、ソーラパネル設置による水循環、エネルギー循環への影響は、周辺の生態系にもおよぶと考えられます。今回議論すべき課題ではないですが、今後、注視する必要はあるのではないでしょうか。	中部局	・ 本件は、再生可能エネルギータスクフォースにおける議論において、電力事業者協会から要望があった風力発電及び地熱発電(施設本体のほか送電線及び管理用道路等の附属施設を含みます。)において、必要最小限面積において何に留意して環境配慮をすべきかを明確にするものとして検討を進めているものです。 ・ 国有林野(公益的機能発揮のための森林)の利活用においては、やむを得ず必要最小限の前提外(公益的機能発揮のための森林)の利活用においては、やむを得ず必要最い限の前提をでいます。 ・ このため、非現実的な分野に対象を広げての一般化した検討は不要と考えています。 ・ 仮口の廊ととの属地的事情において、ご指摘(太陽光発電の存在による影響)のような懸念があるのであれば、個別に牽制すべき問題となります。